## 【新設】(構成員課税型会社等への対象租税の額の配賦)

- 18-1-78 規則第38条の29第7項第1号イ(被配分当期対象租税額等)の「当該構成員の益金の額に算入される金額(当該構成会社等又は共同支配会社等の所得に係る部分の金額に限る。)として当該構成員の所在地国の租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額」とは、例えば、同項に規定する構成会社等又は共同支配会社等の構成員(同項に規定する構成員をいう。以下18-1-79までにおいて同じ。)の当期純損益金額に係る対象租税の額(同号イに規定する対象租税の額をいう。以下18-1-79において同じ。)に次の(1)に掲げる金額の(2)に掲げる金額に対する割合を乗じて計算した金額をいう。
  - (1) 当該構成員の益金の額に算入される金額(当該構成会社等又は共同支配会社等の所得に係る部分の金額に限る。)
  - (2) 当該構成員の所在地国の租税に関する法令の規定により計算された所得の金額
  - (歯) 上記(2)に掲げる金額がない場合には、同号イに掲げる金額はないことに留意する。

## 【解説】

- 1 令和5年度の税制改正により、特定多国籍企業グループ等に属する内国法人に対しては、各対象会計年度の国際最低課税額について、各対 象会計年度の国際最低課税額に対する法人税を課することとされた(法6の2)。
- 2 本制度は、子会社等の所在地国における国別実効税率が基準税率(15%)を下回る場合に、親会社等の所在地国でその親会社等に対して、 その税負担が基準税率(15%)に至るまで上乗せ(トップアップ)課税を行う仕組みである。また、この国別実効税率とは、所在地国を同一 とする全ての構成会社等のその対象会計年度に係る調整後対象租税額の合計額(国別調整後対象租税額)が、その全ての構成会社等のその対 象会計年度に係る個別計算所得金額の合計額からその全ての構成会社等のその対象会計年度に係る個別計算損失金額の合計額を控除した残 額(国別グループ純所得の金額)のうちに占める割合をいうこととされている(法82の2②ーイ(3))。
- 3 この調整後対象租税額は、構成会社等又は共同支配会社等の各対象会計年度に係る次に掲げる金額の合計額をいうこととされている(法 82 三十、令 155 の 35①)。
- (1) 当期対象租税額
- (2) 法人税等調整額(税効果会計の適用により計上される法人税等(法人税その他利益に関連する金額を課税標準として課される租税をいう。以下同じ。)の調整額をいう。)について一定の調整を加えたところにより計算した金額(規38の28①~⑥)
- (3) 特定連結等財務諸表の作成の基礎となる個別財務諸表(純資産の項目又はその他の包括利益の項目に限る。)に記載された対象租税の額(その対象租税の額の基礎とされた金額が個別計算所得等の金額に含まれる場合に限る。)(規 38 の 28 ⑦)

- 4 上記 3 (1)に掲げる当期対象租税額とは、構成会社等又は共同支配会社等の各対象会計年度に係る当期純損益金額に係る法人税等の額(対象租税の額に限る。)に被配分当期対象租税額を加算した金額に一定の加算調整又は減算調整を行った金額をいうこととされている(令 155 の 35②)。
- 5 この被配分当期対象租税額は、適切な実効税率の計算を行うために、いわゆる構成員課税型会社等(法人税法施行令第 155 条の 35 第 3 項 第 5 号イ及びロの要件を満たす会社等をいう。以下同じ。)などの各種の当期純損益金額に対応する対象租税を配分するものである。構成会社等又は共同支配会社等が構成員課税型会社等である場合の被配分当期対象租税額は、構成員の所在地国における租税に関する法令によりその構成員の益金の額に算入される金額の計算の基礎とされるその構成員課税型会社等に係る所得の金額の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額を合計した金額とされている(令 155 の 35③五、規 38 の 29⑦)。
  - イ その構成員の当期純損益金額に係る対象租税の額(その構成員がその所在地国において外国税額控除等の適用を受ける場合には、その 適用がないものとして計算した場合の対象租税の額。以下同じ。)のうちその構成員の益金の額に算入される金額(その構成員課税型会社 等の所得に係る部分の金額に限る。)としてその構成員の所在地国の租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金

(1) 受動的所得の金額以外の所得の金額 イに掲げる金額から口に掲げる金額を控除した残額にハに掲げる割合を乗じて計算した金額

- ロ その構成員がその所在地国において外国税額控除等の適用を受ける金額のうちイに掲げる金額に係る部分の金額としてその構成員の 所在地国の租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額
- ハ その構成員課税型会社等に係る受動的所得の金額以外の所得の金額がその構成員課税型会社等に係る受動的所得の金額以外の所得の 金額及び受動的所得の金額の合計額のうちに占める割合
- (2) 受動的所得の金額 イに掲げる金額から口に掲げる金額を控除した残額にハに掲げる割合を乗じて計算した金額(その金額が二に掲げる金額を超える場合には、二に掲げる金額)
  - イ (1)イに掲げる金額

額

- ロ (1)ロに掲げる金額
- ハ その構成員課税型会社等に係る受動的所得の金額がその構成員課税型会社等に係る受動的所得の金額及び受動的所得の金額以外の所 得の金額の合計額のうちに占める割合
- 二 その構成員課税型会社等の受動的所得の金額に、基準税率から被配分当期対象租税額(受動的所得の金額に係る部分に限る。)がないものとして計算した場合のその構成員の所在地国に係る国別実効税率(その構成員課税型会社等が無国籍会社等である場合には、その構成員課税型会社等の無国籍構成会社等実効税率又は無国籍共同支配会社等実効税率)を控除した割合を乗じて計算した金額

6 ここで、上記 5 (1) イの「合理的な方法により計算した金額」とは、必ずしも一の方法に限られないところ、具体的にどのような方法により 計算した金額をいうのかが問題となる。

そこで、本通達の本文では、「当該構成員の益金の額に算入される金額(当該構成会社等又は共同支配会社等の所得に係る部分の金額に限る。)として当該構成員の所在地国の租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額」について、具体的な計算方法を例示することにより明らかにしている。

この「合理的な方法により計算した金額」とは「当該構成員の益金の額に算入される金額(当該構成会社等又は共同支配会社等の所得に係る部分の金額に限る。)」として計算するものであり、その計算に当たっては、「その構成員の所在地国の租税に関する法令の規定を勘案して」計算することとされている点が前提となることから、その当期純損益金額に係る対象租税の額に次の(1)に掲げる金額の(2)に掲げる金額に対する割合を乗じて計算する方法、つまり、構成員の所得の金額の計算上、益金の額に算入される金額(構成員課税型会社等の所得に係る部分の金額に限る。)に基づき比例的に配分する方法は合理的な方法の一つといえる。

- (1) その構成員の益金の額に算入される金額(構成員課税型会社等の所得に係る部分の金額に限る。)
- (2) その構成員の所在地国の租税に関する法令の規定により計算された所得の金額
- 7 上記 6 (1) に掲げる金額は、構成員の所在地国の租税に関する法令の規定によりその構成員の益金の額に算入される金額のうち対象租税の配分を受ける構成員課税型会社等に係る部分の金額であり、この金額がない場合にはその構成員課税型会社等に対して対象租税の額が配分されないこととなる。

また、上記 6 (2)に掲げる金額は、構成員の所在地国の租税に関する法令の規定の適用後の構成員の所得の金額であり、この金額(以下算式の分母の金額)がない場合にはそもそも、その構成員の当期純損益金額に係る対象租税の額のうちその構成員の益金の額に算入される金額(その構成員課税型会社等の所得に係る部分の金額に限る。)は発生していないのであるから、その構成員課税型会社等に対して対象租税の額が配分されないこととなる。本通達の注書では、このことを留意的に明らかにしている。

これらを算式にすると以下のとおりとなる。

構成員の益金の額に算入される金額 (構成員課税型会社等の所得に係る部分の金額に限る。)

構成員の当期純損益金額に係る対象租税の額

X —

構成員の所在地国の租税に関する法令の規定により 計算された所得の金額 8 なお、本通達の取扱いに従って計算した金額は、法人税法施行規則第38条の29第7項第1号イに規定する「構成員の当期純損益金額に係る対象租税の額」が限度となることに留意が必要である。